

出版健保 5 適発第 19 号

令和 5 年 11 月 8 日

事業主 各位

出版健康保険組合
理事長 高井昌史
(公印省略)

被扶養者資格の再確認および住所確認について

清秋の候 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、当健康保険組合の事業運営にご協力を賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、被扶養者として認定されている方の資格の再確認および住所確認を、令和 5 年 11 月 8 日から令和 5 年 12 月 8 日の間に下記の要領で実施いたします。

この被扶養者資格の再確認は、健康保険法施行規則第 50 条に基づき、毎年実施することとされております。

なお、事前にマイナンバーを利用した情報連携を行い、対象者を特定して実施いたします。

つきましては、ご多忙中誠に恐縮ですが、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 発 送 日

令和 5 年 11 月 8 日（水）に「被扶養者資格確認対象者リスト」及び対象者の「健康保険被扶養者調書」（封筒に封入）を事業主宛に発送いたします。

2. 提 出 期 間

令和 5 年 11 月 8 日（水）～令和 5 年 12 月 8 日（金）

3. 対象者 「被扶養者資格確認対象者リスト」

事前にマイナンバーを利用した情報連携を行い、その結果、下記の(1)～(4)に該当した方が対象となります。

※認定日が、令和 5 年 8 月 31 日以前の被扶養者の方を対象に行っております。

- (1) 令和4年1月～12月の収入額（給与収入、事業所得、年金収入等）が被扶養者認定基準である年間収入の130万円（年齢が60歳以上の方、または厚生年金保険法による障害厚生年金を受給している方は180万円）を超えているため、収入額を確認する必要がある方
- (2) 年間収入が130万円（180万円）未満であるが、被保険者の年間収入額の2分の1の額を超えているため、収入額を確認する必要がある方
- (3) 被保険者と被扶養者が別居しており、仕送り額等の生計維持関係を確認する必要がある方
- (4) 健康保険の加入者資格が重複している疑いのある方

（例）当健保組合に被扶養者の資格がある方が就職し、他の健保組合の被保険者資格を取得したが、当健保組合に「被扶養者（異動）届」の提出がなく、削除手続きが行われていないため、健康保険の加入者資格が重複している方等

※上記①～④については、市区町村や日本年金機構等に情報照会し、提供された収入情報や世帯情報等を基に判定しました。

※同一世帯に複数の被扶養者がいる場合においても、対象とならなかった方のお名前の記載はございません。

※上記①～④に該当する被扶養者がいない事業所には、調書の発送がございません。引き続き、貴事業所の被扶養者が認定基準を満たしていることの確認に努めていただくよう、お願いいたします。

4. 提出方法

「被扶養者資格確認対象者リスト」にある、対象者の「健康保険被扶養者調書」に必要事項を記入し、提出を要する証明書類の添付の有無をご確認のうえ、貴事業所で取りまとめていただき、当組合に提出期限までにご返送ください。

5. 添付書類（※添付していただく書類の余白に、必ず保険証の記号と番号を記入してください）

- (1) 「無収入に関する現況届」、「収入証明書」の印字がある方は、現在の収入状況によって下記のいずれかの書類を添付してください。

○収入がない場合、

- ・「無収入に関する現況届（被扶養者調書用）」

※「無収入に関する現況届」については、当組合のホームページよりダウンロードできます。

○収入がある場合、

- ・給与収入がある方は「直近1年分の給与明細（氏名、金額、勤務先名称の確認できるもの）のコピー」
- ・事業収入、不動産収入等がある方は「直近の確定申告書のコピー」
- ・年金受給者の方は直近の「年金振込通知書（住所、氏名、金額のわかる部分）のコピー」

※複数の種類の年金を受給している場合、日本年金機構に限らずすべての制度の年金振込通知書の添付が必要となります。

※高校生以上の学生の方についても、上記の「収入がない場合」、「収入がある場合」に従い、「収入がない場合」は「無収入に関する現況届」、また「収入がある場合」は、「給与収入のコピー等」を添付してください。

- (2) 「仕送り証明書」の印字がある方は、上記収入に関する添付書類に加えて、
・「仕送り額を確認できる証明書」を添付してください。

※「仕送り証明書」は、相互間の金銭のやりとりがわかる通帳のコピー等です。手渡しは認められません。

- (3) 「資格の重複」の印字がある方は、対象者の現在の健康保険資格を確認いただき、当健保組合に「被扶養者（異動）届」を提出するなどの手続きを行ってください。

※ 現状に応じて、別途確認書類が必要になる場合がございます。ご協力をお願いいたします。

6. 被扶養者の削除

下記の(1)～(6)の要件に該当する場合は、削除の手続きが必要となりますので、「被扶養者（異動）届」に被保険者証を添付のうえ、事業主を経由して当健保組合にご提出ください。

なお、この場合は調書の提出は不要となります。

- (1) 就職または結婚等により生計維持関係がなくなった方
- (2) 被扶養者の年間収入が130万円（180万円）以上となる方
- (3) 被扶養者の年間収入が130万円（180万円）未満であるが、被保険者の年間収入額の2分の1の額を超える方
- (4) 同居が条件となっている方で別居となった方
- (5) 別居

の被扶養者の収入が被保険者からの仕送り額を超えた方

- (6) 死亡された方

◎ 本通知に示す「年間収入」は、対象者の過去の収入、直近の収入又は将来の収入見込みを総合的に判断させていただきます。

◎ 「年収の壁・支援強化パッケージ」の対応については、当健康保険組合のホームページをご確認ください。

◎ () 内は60歳以上の方、または障害厚生年金を受給している方

※ 今年度の調書対象者以外の被扶養者の方についても、被扶養者認定基準を満たさなくなった場合は、速やかに「被扶養者（異動）届」を提出し、削除の手続きを行ってください。

8. 住所の確認

住所欄をご確認いただき、変更・訂正がございましたらご記入いただきますようお願いいたします。

※今年度の調書対象者以外の被扶養者の方、または被扶養者のいない被保険者の方についても、住所の変更があった場合は、速やかに「被保険者証記載事項変更（訂正）届」を提出し、住所変更の手続きを行ってください。

(担当：業務部 適用課 ☎03-3292-5005)

(担当：大阪支部 業務課 ☎06-6944-4300)